

政令第二百八十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の四（同法第七十五条の人において準用する場合を含む。）及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二）を「給付金（第九十七条の二）」に改め、「即応予備自衛官である者の使用者に対する」を削る。

第五章第六節第二款の款名を次のように改める。

第二款 給付金

第九十七条の三の見出しを「（給付金の日額）」に改め、同条中「第七十三条の三第一項」の下に「及び第七十三条の四第一項」を加える。

第九十七条の四の見出しを「（負傷又は疾病の療養に係る給付金の支給の限度となる期間）」に改め、同条中「第七十三条の三第一項第二号」の下に「及び第七十三条の四第一項第二号」を加える。

第九十七条の五の見出しを「（給付金の支給の申請等）」に改め、同条第一項中「第七十三条の三第一項」の下に「又は第七十三条の四第一項」を加える。

第九十七条の六中「第七十三条の三第一項」の下に「及び第七十三条の四第一項」を加える。

第五章第七節第二款の款名を次のように改める。

第二款 給付金

第二百二条の七中「である者の使用者に対する」を「に係る」に改め、「（見出しを含む）」を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第一項中「八千三百円」を「一万三千二百円」に、「一万四千二百円」を「一万六千三百円」に改める。

附 則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に対する給付金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官に対する訓練招集手当の日額の上限を引き上げる必要があるからである。